

世帯全員の合計所得額と基準額との比較方法

申請理由を「3(1)世帯員全員の合計所得金額が認定基準額以下」でお考えの場合は、もしお手元に以下の資料があれば、世帯全員分の所得金額の合計が、下欄の基準額以内かどうかを申請前にご確認ください。

○給与所得者の場合 令和2年分 源泉徴収票 又は 令和3年度 市民税・県民税税額通知書

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

(受給者番号)

住所又は居所
氏名
〒

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額
給料・賞与				
(源泉)控除対象配偶者の有無等				
配偶者(特別)控除の額				
扶養親族(16歳未満)の人数				
障害者の数(本人を除く)				
非居住者である者の数				
社会保険料等の金額				
生命保険料の控除額				
地震保険料の控除額				
住宅借入金等特別控除の額				

(摘要)

社会保険料 国民年金 国民健康保険 介護保険 労務費 国民年金 国民健康保険 介護保険 国民年金 国民健康保険 介護保険

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	課税標準額	課税額	控除額	課税額
給与所得				
雑所得				
所得控除				
所得税額				

市民税 県民税 特別徴収税額

「給与所得控除後の金額」

「総所得金額①」

○自営業者等の場合 令和2年 所得税確定申告書の控(第一表)

表の上段部分

令和 年分の 所得税確定申告書の控(第一表) FA2000

住所 (又は居所) 氏名

生年月日

所得	課税標準額	課税額	控除額	課税額
給与所得				
公的年金等				
雑所得				
所得控除				
所得税額				

「所得金額等の合計」

世帯の合計所得額が表の金額以下かご確認ください。

(単位：円)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額(所得額)	2,222,000	2,514,000	2,802,000	3,237,000	3,781,000
世帯人数	7人	8人	9人	10人	11人
基準額(所得額)	4,325,000	4,722,000	5,134,000	5,719,000	6,042,000

→ お手数ですが申請書を切り取って(添付書類が必要な場合は併せて)提出して下さい。

振込先口座の通帳のコピーのり付欄

※表紙の裏面（支店名、口座名義、口座番号が記載されているページ）

令和3年度の就学援助制度の認定基準 ※次のいずれかに該当する場合に申請できます。

申請理由	添付書類	添付書類を発行する機関																								
(1) 生活保護が停止または廃止された	不要																									
(2) 市民税が非課税である (所得が一定以下の理由による非課税) ※世帯員全員が非課税の場合に限る	不要																									
(3) 市民税が減免された (天災などによる減免)	不要																									
(4) 個人事業税が減免された (天災などによる減免)	事業税変更通知書	県振興局税務部																								
(5) 固定資産税が減免された (天災などによる減免)	減免承認通知書	市資産税課																								
(6) 国民年金の掛金が減免された ※全額・3/4・半額免除に限る	国民年金保険料 免除申請承認通知書 <small>※住所・氏名・免除割合・免除期間の記載箇所を添付すること</small>	年金事務所																								
(7) 国民健康保険税が減免された	国民健康保険税減免通知書	在住している(していた) 各市区町村																								
(8) 児童扶養手当を受けている ※児童手当や特別児童扶養手当は対象外	不要(長崎市で受けている場合) 児童扶養手当証書(最近市内に転居した場合)	在住している(していた) 各市区町村																								
(9) 生活福祉資金を借りた	生活福祉資金貸付決定通知書	社会福祉協議会																								
2 (1) 職業安定所登録の日雇労働をしている	日雇労働被保険者手帳	職業安定所																								
※上記の理由に該当しない場合は、以下の理由からお選びください。	○給与所得者、パート、アルバイト、事業所得者、公的年金受給者の場合 ○障害年金、遺族年金受給者の場合	不要 年金振込通知書																								
3 (1) 同一生計の世帯全員の合計所得額が下表の「認定基準額」の合計所得額以下 ○「認定基準額」 ・裏面の申請書の「世帯の全人数」に応じて、認定基準額(所得上限額)があります。 ・世帯全員の合計所得額と以下の「合計所得額(認定基準額)」を比較してください。		年金事務所																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計所得額</td> <td>2,222,000</td> <td>2,514,000</td> <td>2,802,000</td> <td>3,237,000</td> <td>3,781,000</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>7人</th> <th>8人</th> <th>9人</th> <th>10人</th> <th>11人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計所得額</td> <td>4,325,000</td> <td>4,722,000</td> <td>5,134,000</td> <td>5,719,000</td> <td>6,042,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位：円)</p>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	合計所得額	2,222,000	2,514,000	2,802,000	3,237,000	3,781,000	世帯人数	7人	8人	9人	10人	11人	合計所得額	4,325,000	4,722,000	5,134,000	5,719,000	6,042,000	
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人																					
合計所得額	2,222,000	2,514,000	2,802,000	3,237,000	3,781,000																					
世帯人数	7人	8人	9人	10人	11人																					
合計所得額	4,325,000	4,722,000	5,134,000	5,719,000	6,042,000																					
	※ 源泉徴収票の金額と比較する場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄をご確認ください。 なお、源泉徴収票の添付は不要です。																									
(2) 保護者の離職、長期療養や転職などによる大幅な減又は災害のため、子どもを就学させるのが困難な場合 ※右記の書類により算出される所得額が上記の認定基準額以下であること	理由 1 離職による減収 2 長期療養による減収 3 転職による減収 4 同一勤務先で減収 5 災害(火災・風水害等)	添付書類 離職票1・2又は、雇用保険受給資格者証 ①休職証明書 ②収入見込証明書 ③傷病手当金給付(予定)額がわかるもの ①退職証明書 ②収入見込証明書 収入見込証明書 り災証明書																								